

経 第 9 5 3 号
令 和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	北押原(南)地区 (塩山町、奈佐原町、下奈良部町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区農地全体のうち、担い手耕作率は5割を超え、集積率は高い。塩山町は大規模生産法人を始めとした地元の担い手に、奈佐原町も地域内の担い手による耕作がなされ、担い手耕作率はそれぞれ約5割となっている。ただ一方で、基盤整備がされていない区域もあり、農道が狭いことや側溝の破損など基盤上の問題も指摘されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手の耕作率はいずれの集落も高いため担い手を中心とした営農を継続する。将来5、10年後を見据えたとき、基盤整備されていない区域の農地について今後、整備をするのか、現状のままとするのかなどを検討した上で、地区内の担い手を中心とした集積・集約化をより一層図っていく。
・いちごのエリアを拡大していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	287 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	259 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・塩山町について、基盤整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・営農組織づくりを検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩補助事業の活用により、大型農業機械の導入やスマート農業に取り組む。